

- **日本人・外国人を問わず**、3月9日午前0時から3月末日までの間、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法に基づく政令において規定する隔離又は停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請されています。
- 3月11日現在、法務省では、当分の間、以下の**いずれかに該当する外国人**について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否することとしています。
 - 上陸の申請日前14日以内に以下の地域における滞在歴がある外国人
 - ・ 中華人民共和国：
湖北省，浙江省
 - ・ 大韓民国：大邱広域市
慶尚北道の清道郡，慶山市，安東市，永川市，漆谷郡，義城郡，星州郡，軍威郡
 - ・ イラン・イスラム共和国：
ギーラーン州，コム州，テヘラン州，アルボルズ州，イスファハン州，ガズヴィーン州，ゴレスタン州，セムナーン州，マーザンダラン州，マルキャズィ州，ロレスタン州
 - ・ イタリア共和国：
ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州，ピエモンテ州，マルケ州，ロンバルディア州
 - ・ サンマリノ共和国：
全ての地域
 - 中華人民共和国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
 - 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

* 最新の情報は [法務省のホームページ](#) でご確認ください。